

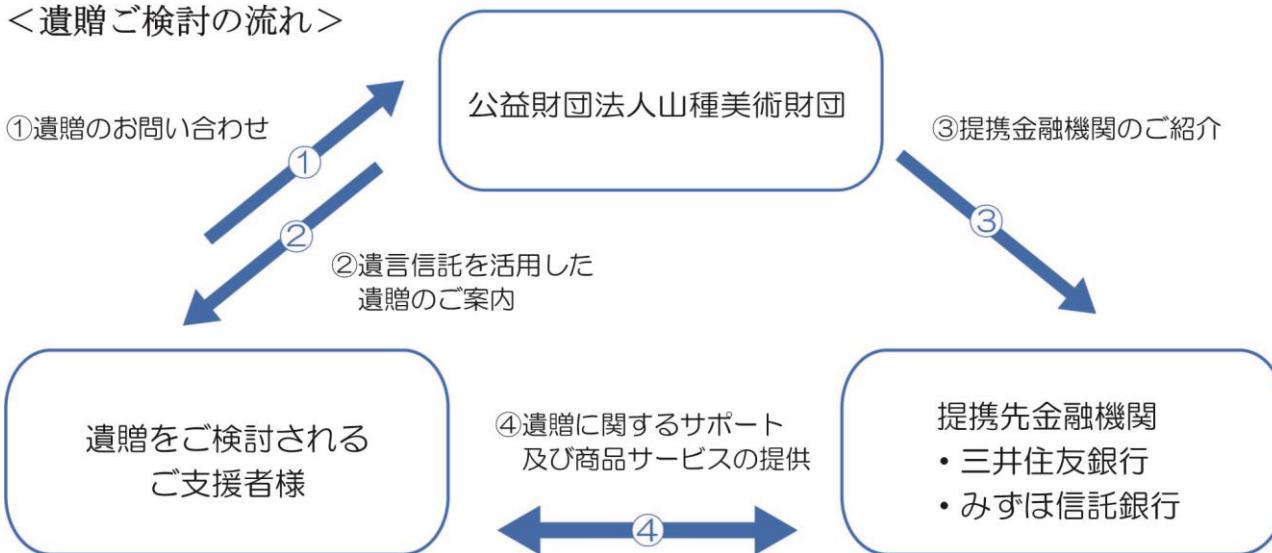
「公益財団法人山種美術財団」と「三井住友銀行」並びに
 「公益財団法人山種美術財団」と「みずほ信託銀行」による
 遺贈寄付に関する協定締結のお知らせ

公益財団法人山種美術財団（山種美術館の運営母体）は、2022年3月に三井住友銀行と、同年5月にみずほ信託銀行との間で、相次いで遺贈寄付に関する協定を締結いたしました。

遺言によって、ご自身が残される財産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを『遺贈』といいます。昨今、「大切な財産を社会の為に役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といったご意向から、「当財団の日本画を未来へと伝える活動に協力したい」というご相談をいただくことが多くなっております。ご支援者の皆様、当財団への遺贈をご希望される方が、安心してお手続きを円滑に進められますよう、ご希望の方には、提携金融機関をご紹介することが本協定で可能となりました。

遺贈等によるご支援は、当財団の公益目的事業に活用させていただきます、ご検討くださいと幸いに存じます。

＜遺贈ご検討の流れ＞



提携金融機関にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。

また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

＜三井住友銀行の遺贈に関するお問合せ先＞

遺言信託：[三井住友銀行 \(smbc.co.jp\)](http://smbc.co.jp)

※外部サイトに移動します



＜みずほ信託銀行の遺贈に関するお問合せ先＞

遺言執行引受予諾業務 | [みずほ信託銀行
\(mizuho-tb.co.jp\)](http://mizuho-tb.co.jp)

※外部サイトに移動します

